

「指定介護予防 短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(熊本県指定 第 4373201047 号)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇ ◆ 目 次 ◆ ◇

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 職員の配置状況.....	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
5. 事故発生時の対応について.....	6
6. 苦情の受付について.....	7

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 姫戸福祉会
- (2) 法人所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 106
- (3) 電話番号 0969-58-3611
- (4) 代表者氏名 理事長 竹 中 研 治
- (5) 設立年月 平成 4 年 9 月 29 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成 18 年 4 月 1 日指定
熊本県指定 4373201047 号
※当事業所は特別養護老人ホーム翔洋苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援

することを目的として、ご契約者に介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

(3) 事業所の名称 翔洋苑短期入所生活介護事業所

(4) 事業所の所在地 熊本県上天草市姫戸町姫浦字西成川内 3055 番地 106

(5) 電話番号 0969-58-3611

(6) 事業所長(管理者)氏名 山下 勝一

(7) 当事業所の経営方針

- ・ 経営基盤の安定・強化と透明性の確保、地域貢献
- ・ 地域包括ケアの中核を担う高齢者福祉拠点としての使命
- ・ 科学的根拠に基づくサービスの提供(5つのゼロと4つの自立支援)と個別ケアの推進
- ・ 魅力ある職場づくり
- ・ 法令遵守(コンプライアンス)の徹底
- ・ 中長期計画の策定

(8) 開設年月 平成5年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	24時間何時でも可

(10) 利用定員 10人

(11) 通常の事業実施地域 原則として上天草市(姫戸町、龍ヶ岳町、松島町)

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。ただし、個室は、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋	3室	
2人部屋	2室	
4人部屋	3室	3室(4人部屋の内1名分)
合計	8室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒・階段等
浴室	2室	機械浴(特殊浴槽)・一般浴
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項（※トイレの場所（居室内、居室外）等）

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	0.2	1名
2. 介護職員	14	10名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	1.65	1名
5. 機能訓練指導員	1	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師		必要数
8. 管理栄養士	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週火・金曜日 14:30～15:30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7:00～9:00 3名 日中：9:00～18:30 5名 夜間：18:30～7:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中：8:00～17:30 1名 (8:30～18:00)
4. 機能訓練指導員	日中：8:00～17:30 1名 (8:30～18:00)

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 新予防給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）*

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ・自分で入浴が可能である方については、週2回以上（毎日でも）の入浴もできます。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、送迎をした場合は利用料金が必要です。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金（1日あたり）>（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から新予防給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金（基本料金）	要支援 1 5,020 円	要支援 2 6,170 円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,518 円	5,553 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	502 円	617 円

☆ 上記のサービス料金（基本料金）以外に次の加算等があります。対象となったサービスについては、基本料金に加算が算定されます。

送迎	184 円／日	※サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	12 円／日
機能訓練加算	12 円／日	※サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	6 円／日
若年性認知症利用者受入	120 円／日	※サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 円／日
療養食加算	23 円／日	※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	月額総単位数の 2.5%
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日 (7 日間)	※介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	月額総単位数の 2.25%
		※介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	月額総単位数の 2.0%

※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）及び介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）につきましては、何れか一つの加算が該当します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス支援計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 短期入所の利用限度日数を超える場合もサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（2）介護保険の新予防給付対象とならないサービス（契約書第 5 条、第 7 条参照）*
以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供に要する費用（食材料費＋調理費）

ご契約者に提供する食事に係る費用です。

利用料金：1,380 円／日（朝食 380 円、昼食 500 円、夕食 500 円）

ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方（利用者負担第 1 段階から第 3 段階の方）は、認定証に記載された負担限度額が利用者負担額となります。

②居住に要する費用（光熱水費）

ご利用いただく居室の光熱水費です。

利用料金：320 円／日

ただし、市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けた方は、認定証に

記載された負担限度額が利用者負担額となります。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、月末締めで翌月の初めに1ヶ月分として請求いたしますので、所定のお支払方法でお支払いください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者申し出てください。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応

(1) 当施設は、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族に連絡を行うとともに、事故処理マニュアルにより必要な措置を行います。また、転倒・骨折等による入院等重傷事故については、保険者へも報告します。

(2) 当施設は、発生した事故について「不適合サービス報告書」により、事故の状況及びその処置を記録するとともに、その原因を解明し、再発防止策を講じます。

(3) 当施設は、ご契約者に対するサービスの提供により発生した事故等により、ご契約者の生命・身体・財産等に損害が生じた場合は、速やかにその損害を賠償します。ただし、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

6. 苦情の受付について（契約書第21条参照）*

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 生活相談員（介護支援専門員） 三村 謙 司

○苦情責任者

施設長（管理者） 山下 勝一

○受付時間

毎週月曜日～金曜日 10:00～15:00

また、苦情受付ボックス（ご意見箱）を玄関・中央階段に設置しています。

○第三者委員

- ・堀江 功 （上天草市姫戸町二間戸 3862-2） TEL 0969-58-3078
- ・山下 保 （上天草市姫戸町姫浦 2388-7） TEL 0969-58-3004

（2）行政機関その他苦情受付機関

上天草市市役所 高齢者ふれあい課	所在地 熊本県上天草市松島町合津 3538-3 電話番号・0969-56-1111 受付時間 8:30～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍2丁目4番10号熊本県町村自治会館 電話番号・FAX 096-214-1101・096-214-1105 受付時間 8:30～17:00
熊本県社会福祉協議会	所在地 熊本市南千反畑町3-7 電話番号・FAX 096-324-5454・096-355-5440 受付時間

平成 年 月 日

指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

翔洋苑短期入所生活介護事業所

説明者職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者（ご家族）

住所 熊本県上天草市

氏名

印

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。